（派遣職員の身分取扱い）

第五十六条　都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2　前項に規定するもののほか、前条の規定により関係行政機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（財政上の措置等）

第五十七条　国は、第三条の基本理念にのっとり、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため特別の必要があると認めるときは、当該特定大規模災害の規模その他の状況を踏まえ、当該特定大規模災害の発生時における国及び地方公共団体の財政状況を勘案しつつ、別に法律で定めるところにより、当該特定大規模災害からの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

（政令への委任）

第五十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（経過措置）

第五十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第六十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条第五項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二　第三十条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は特定被災都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

三　第三十一条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで、土地に立ち入り、又は立ち入らせた者

四　第三十二条第一項に規定する場合において、特定被災市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は特定被災都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

第六十一条　第二十八条第四項又は第五項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第四項本文又は第五項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章、第五十三条から第五十六条まで及び第五章並びに附則第五条から第十一条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の規定は、平成二十五年四月十二日以後に発生した災害について適用する。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（特定地方管理空港に係る空港法の特例）

第五条　国土交通大臣は、当分の間、空港管理者である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における災害復旧工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら特定地方管理空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港をいう。次項において同じ。）の特定災害復旧等空港工事を施行することができる。

2　被災市町村を包括する都道府県は、当分の間、空港管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における災害復旧工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら特定地方管理空港の特定災害復旧等空港工事を施行することができる。

3　第四十七条第三項の規定は第一項の場合について、同条第四項の規定は前項の場合について、それぞれ準用する。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）	第四十八条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項の規定により都道府県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。）

（都市計画法の一部改正）

第七条　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　一団地の復興拠点市街地形成施設（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。）

第十一条第四項中「流通業務団地並びに」を「流通業務団地、」に、「について」を「並びに一団地の復興拠点市街地形成施設について」に改める。

第十三条第四項中「津波防災拠点市街地形成施設」の下に「、一団地の復興拠点市街地形成施設」を加える。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第八条　独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

五　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十七条に規定する業務を行うこと。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一条第四項第一号ロ中「又は附則第三条第一項」を「若しくは附則第三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十七条第三項（同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百二十四条第一号ホ中「第五十六条第八項」を「第五十六条第九項」に改める。